

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 平成29年1月10日（火）午後3時00分～3時55分
2. 開催場所 大和高田市役所 3階東会議室
3. 出席委員 (16名)

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1	松田 榮義	7	梅田 昌宏	13	速水 保
2	奥本 正嗣	8	稲岡 丈介	14	今村平治郎
3	寺田 勉	9	水井 豊	15	中江 彰
4	藤本 佳昭	10	増田 武雄	16	藤岡 秀信
5	高井 信安	11	森本 輝雄	17	中島 惠敏
6	弓場 一郎				

4. 欠席委員 (1名) 12番、藪内 幸彦

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項について申請の件

議第2号 農地法第4条規定による申請の件

議第3号 農地法第5条規定による申請の件

議第4号 農地法第18条第6項について通知の件

議第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

議第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第1項規定による農用地利用配分計画について

議第7号 その他

1) 畑作転換申請承認について

2) 生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件

3) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号規定による転用届出の件

報告第3号 公共転用の通知の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 仲川博通

事務局補佐 龍 節子

7. 会議の概要

議長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から1月の定例委員会を開催致します。本日の出席委員は17名中16名で、定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告致します。

(会長あいさつ)

議長 それでは、議事日程第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致します。私から指名させ

て頂くことに異議などございませんか。

(異議なしの声有り)

議 長 異議なしとの声がありましたので、本日の議事録署名委員に7番、梅田委員と8番、稲岡委員のお二人を指名します。また、議事日程、第2、会議書記の指名につきましては、事務局の仲川局長と龍補佐を指名しますのでよろしくお願い致します。それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。議第1号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは議案書1ページをお願い致します。議第1号、農地法第3条第1項について申請の件、これについて説明致します。本件は、農地を農地として耕作するため、売買による所有権移転にともなう移動でございます。番号1番、申請地、大字土庫□□□番1(田)105㎡、大字土庫□□□番1(田)452㎡、大字土庫□□□番3(田)152㎡、大字土庫□□□番1(田)729㎡、大字土庫□□□番3(田)63㎡、大字土庫□□□番1(田)326㎡及び大字土庫□□□番2(畑)16㎡、譲渡人、土庫二丁目、□□□□、番号2番、申請地、大字土庫□□□番(畑)267㎡、譲渡人、宇陀市榛原、□□□□、番号3番、申請地、大字土庫□□□番1(田)707㎡、大字土庫□□□番3(田)83㎡、譲渡人、土庫二丁目、□□□□(持分□/□)、□□□□(持分□/□)、以上、番号1番から番号3番まで、譲受人は、いずれも樞原市曲川町、□□□□、申請地は、いずれも売買による所有権の移転で、申請理由は、規模拡大のためでございます。また、譲受人の耕作地面積は、66,569㎡と下限面積は満たしております。場所は、調査順序表第□番目、中和幹線藤森交差点より□□へ約100mのところであります。以上、議第1号につきましては3件の申請で、申請に伴う書類等は具備致しております。続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項の検討結果について説明させていただきます。まず、譲受人が権利取得後において、今回取得する農地を含めた、すべての農地を効率的に利用し、耕作されるかという全部効率利用要件につきましては、いずれも現在保有されている農地の管理状況、機械の保有状況、世帯員数、及び取得する農地も含めたすべての農地は適正に管理されており、今後も引き続き効率的に利用することが見込まれますので、支障がないものと判断致します。次に、譲受人が取得後も耕作に必要な農作業に従事するかという常時従事要件につきましては、申請書に記載されている本人も含めた世帯員の農作業の従事状況からして、取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の地域との調和要件につきましては、申請書の内容及び本人からの聴取によりましても、農業上の総合的利用には、いずれも従来どおり支障がないものと考えます。以上、番号1番から番号3番まで、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可用件のすべてを満たすと判断致します。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議第1号につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんか。

(なしの声有り)

議 長 ご質問等がないようですので、採決致します。それでは、議第1号、農地法第3条第1項について申請の件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第1号は、委員会処理に決定致します。続いて議第2号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは議案書2ページをお願い致します。議第2号、農地法第4条規定による申請の件について説明致します。本件は、市街化調整区域内の自己農地を農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。番号1番、申請地、大字秋吉□□□番2(畑)1,083㎡のうち

797㎡、申請人、葛城市笛堂、□□□□、転用目的は、太陽光発電設備への転用でございます。場所は、調査順序表第□番目、総合公園より□□へ約100mのところであります。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。以上、第2号議案につきましては1件の申請でございます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告をお願いします。

部会長 　それでは、農地部会の審議内容を報告させていただきます。大字秋吉の□□さんの太陽光発電設備への転用の申請ですが、農地の一部の転用になります。現在畑として使用されておりますので、整地して太陽光発電の設備を設置して売電される計画です。申請地の現況としては、東側は宅地、西側は道路、北側、南側は畑です。隣地の所有者からの同意書は添付されています。雨水は、自然浸透で既存のU字溝から東側水路に排水する計画です。汚水の発生はなく、隣地への影響もないものと思われまますので農地部会としては妥当な申請であろうという審議結果でした。以上、農地部会での審議結果を報告させていただきます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて、農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 　それでは説明致します。大字秋吉の申請地の農地区分につきましては、宅地化の進んでいる駅から1km以内に位置する区域で、第2種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しも添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後より着手ということですので確実と考えます。また、計画面積につきましては、一部農地を残した一部転用となりますが、この点につきましては日照時間の問題を考慮すると転用目的からして妥当な計画区域の面積であると判断致します。以上、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、議第2号について何かご意見、ご質問のある方は挙手でお願い致します。

(なしの声有り)

議 長 　ご質問等がないようですので、採決致します。この議第2号、農地法第4条規定による申請の件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 　全員賛成ですので、議第2号については、県へ送付することに決定致します。次に、議第3号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 　議第3号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。本件は、市街化調整区域の農地を売買及び贈与による所有権移転と、賃貸借権の設定により農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。番号1番、申請地、大字野口□□□番6(地目)田(現況)畑、294㎡、譲受人、大字野口、□□□□、譲渡人、大字野口、□□□□、申請地は、贈与による所有権移転で、農家住宅への転用申請でございます。場所は、調査順序表第□番目、陵西小学校より□□へ約400mのところであります。番号2番、申請地、大字神楽□□□番1(田)2,222㎡のうち1,015.70㎡、借受人、東京都品川区(株)□□□□、貸出人、大字神楽、□□□□□、申請地は、賃貸借権設定によるコンビニエンスストアへの転用申請でございます。場所は、調査順序表第□番目、神楽安田歯科より□□へ約100mのところあります。番号3番、申請地、大字田井□□番1(田)1,211㎡、譲受人、西町(株)□□□□、譲渡人、大字田井、□□□□、申請地は、売買による一戸建専用住宅への転用申請で

ざいます。場所は、調査順序表第○番目、近鉄浮孔駅より○○へ約100mのところであり
ます。以上、議第3号につきましては3件で申請に伴う書類等は具備致しております。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して
頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長 　それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。大字野口の○○さんの農家住宅へ
の転用ですが、申請地の現況は畑として使用されており、東側は自作地、西側、南側は宅地、
北側は自作地の田です。周囲にコンクリートブロックを設置して造成し、排水は浄化槽を設け
雨水とともに東側に排水する計画です。野口水利組合からの同意はもらっておられます。農地
部会では妥当な申請であろうとの審議結果でした。続きまして大字神楽の○○○○のコンビニ
への転用ですが、申請地の西側は市街化区域農地で、その農地と一体利用する転用です。現況
は畑で、周囲は、東側は宅地、西側は一体利用する届出農地と宅地、南側は道路、北側は売渡
人の農地の残地です。擁壁を設けて造成する計画です。また、排水は浄化槽を設置して汚水は
西側道路内の下水管に接続し、雨水は西側水路に排水されます。市街化区域農地との一体転用
で神楽水利組合の同意も頂いておられるようで、農地部会では妥当な申請であろうとの審議結
果でした。続いて大字田井の○○○○の6戸の一戸建て住宅の転用ですが、申請地は田として
耕作されていました。周囲の状況は、東側は道路、西側は田、南側は水路、北側は道路です。
周囲に擁壁を設けて造成し、各戸に浄化槽を設置する計画で、排水は北側水路に排水されます。
田井水利組合の同意も頂いておられます。周辺に被害はないものと思われ、農地部会では妥当
な申請であるものとの審議結果でした。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて農地法に基づく農地転用許可基
準による検討事項について事務局より説明願います。

事務局 　それでは説明させていただきます。まず、大字野口の申請地の農地区分は周辺の農地が10ha
未満の農地の区域で、農地区分は、第2種農地に該当致します。資力及び信用につきましては、
必要な資金は自己資金及び融資金等でまかなう計画で、金融機関の預金通帳の写しと融資の借
入書等の写しも添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると考えます。次
に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後より早々に着
手したいとのことでありますので確実と考えます。また、計画面積につきましては、農家住宅
を建築するため転用の目的、事業規模からしても妥当な面積であると考えます。次の大字神
楽の農地区分につきましては、水管、ガス管の埋設されている4m以上の道路に面した農地で、
第3種農地に該当致します。資力及び信用につきましては、必要な資金は会社の資金でまかな
う計画で、金融機関の預金通帳の写しも添付されており、転用の目的を達成する資金として適
当であると考えます。次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、
他法令に基づく許可と併せて許可後より早々に着手するとのことでありますので確実と考
えます。また、計画面積につきましては、コンビニエンスストア敷地として利用する転用目的、
事業計画規模からしても妥当な面積であると考えます。次に大字田井の農地区分につきましては
は、駅から300m以内に位置している区域で第3種農地と判断致します。資力及び信用につ
きましては、必要な資金は会社の資金でまかなう計画で、金融機関の預金通帳の写しも添付さ
れており、転用の目的を達成する資金として適当であると考えます。次に、申請に係る用途に
遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後より早々に着手するとのことであり
ますので確実と考えます。また、計画面積につきましては、一戸建住宅を建築するためであり、
転用目的や計画規模からしても妥当な面積であると考えます。以上、ご審議よろしくお願い致
します。

議 長 　ただ今、部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この議第3号について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。

（なしの声有り）

議 長 　ご意見、ご質問などがないようですので、採決致します。議第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手でお願い致します。

（挙手多数）

議 長 　賛成多数ですので、議第3号は県へ送付することに決定致します。次に、議第4号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　それでは議案書3ページをお願い致します。議第4号、農地法第18条第6項について通知の件について説明致します。本件は、農地の耕作について解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。番号1番、申請地、大字根成柿□□□番1（田）986㎡、借受人、大字根成柿、□□□□、貸出人、大字出、□□□、解約理由は、規模縮小のためでございます。番号2番、申請地、大字奥田□□□番1（田）2,885㎡、のうち1,407㎡、借受人、大字奥田、□□□□、貸出人、大字奥田、□□□□、解約理由は、高齢のためでございます。番号3番、申請地、大字根成柿□□□番1（田）1,088㎡、借受人、大字根成柿、□□□、貸出人、横浜市旭区、□□□□、解約理由は、高齢のためでございます。番号4番、申請地、大字土庫□□□番1（田）461㎡、借受人、大字松塚、□□□、貸出人、土庫一丁目、□□□□□、解約理由は、規模縮小のためでございます。番号5番、申請地、大字土庫□□□番1（田）105㎡、土庫□□□番1（田）452㎡、大字土庫□□□番1（田）729㎡、大字土庫□□□番1（田）326㎡、借受人、大字松塚、□□□、貸出人、土庫二丁目、□□□□、大字土庫□□□番1（田）707㎡、借受人、大字松塚、□□□、貸出人、土庫二丁目、□□□□外1名、解約理由は、売却するためでございます。番号6番、申請地、大字□□、□□□番□（田）1,352㎡、借受人、大字市場、□□□□、貸出人、大字市場、□□□□、解約理由は、規模縮小のためでございます。番号7番、申請地、大字野口□□□番1（田）1,022㎡、借受人、大字野口、□□□□、貸出人、大字野口、□□□□、解約理由は、規模縮小のためでございます。以上、議第4号につきましては7件の通知でございます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見ご質問等ございませんか。

（なしの声有り）

議 長 　ご質問等がないようですので、議第4号、農地法第18条第6項について通知の件につきましては、事務局処理と致します。続いて、議第5号を議題と致しますが、この案件につきましては速水委員、梅田委員及び中江委員の親族が申請人となっている事案ですので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、当該事案の審議開始から終了までの間、退席をお願い致します。なお、関係議案終了後に入室、着席して頂きます。

（速水委員・梅田委員・中江委員 退席）

議 長 　それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 　それでは議案書4ページをお願い致します。議第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により経営基盤の強化を促進するための措置として、産業振興課より当委員会に、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。産業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせていただきます。

た。整理番号1番、利用権の設定を受ける者、葛城市勝根、□□□□、利用権を設定する者、鳥取市、□□□□、利用権を設定する農地、大字松塚□□□番1(田)1,107㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を作付けしての利用で、期間は、平成29年2月1日から平成32年1月31日までの3年間でございます。整理番号2番、利用権の設定を受ける者、大字松塚、□□□□、利用権を設定する者、大字松塚、□□□、利用権を設定する農地、大字松塚□□番(田)2,405㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、野菜を栽培しての利用で、期間は、平成29年2月1日から平成32年1月31日までの3年間でございます。整理番号3番、利用権の設定を受ける者、大字大谷、□□□□、利用権を設定する者、大字大谷、□□□□、利用権を設定する農地、大字大谷□□番1(田)676㎡、大字大谷□□番□1(田)661㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を作付けしての利用で、期間は、平成29年2月1日から平成32年1月31日までの3年間でございます。整理番号4番、利用権の設定を受ける者、大字野口、□□□、利用権を設定する者、大字野口、□□□□、利用権を設定する農地、大字野口□□□番地(田)1,170㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を作付けしての利用で、期間は、平成29年1月1日から平成31年12月31日までの3年間でございます。整理番号5番、利用権の設定を受ける者、大字市場、□□□□、利用権を設定する者、名古屋市、□□□□、利用権を設定する農地、大字市場□□□番2(田)1,688㎡、大字市場□□□番4(田)74㎡、大字市場□□□番1(田)723㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を作付けしての利用で、期間は、平成29年2月1日から平成32年1月31日までの3年間でございます。整理番号6番、利用権の設定を受ける者、大字吉井、□□□□、利用権を設定する者、横浜市、□□□□、利用権を設定する農地、大字根成柿□□□番1(田)1,088㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を作付けしての利用で、期間は、平成29年2月1日から平成32年1月31日までの3年間でございます。整理番号7番、利用権の設定を受ける者、檀原市畝傍町、公益財団法人、担い手・農地サポートセンター、利用権を設定する者、大字秋吉、□□□□(外3名)、利用権を設定する農地、大字秋吉□□□番1(田)1,161㎡、中間管理権の設定により、利用期間は平成29年4月1日から平成39年3月31日までの10年間でございます。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることなどの各要件を満たしております。この内容をご承認頂ければ、市の産業振興課に対しましてその旨の回答をさせていただきますので、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問などありませんか。

(なしの声あり)

議 長 　ご質問などが無いようですので、採決致します。それでは、議第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 　全員賛成ですので、議第5号につきましては、産業振興課に対して原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。次に議第6号を議題と致しますが、議題に入ります前に、速水委員・梅田委員・中江委員の入室、着席をお願い致します。

(速水委員・梅田委員・中江委員入室、着席)

議 長
事務局

事務局からの説明をお願いします。

それでは議案書5ページをお願い致します。議第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条による農地利用配分計画について説明致します。本件は、農地の所有者から農地を借り受けた農地中間管理機構が、その借り受けた農地を次の耕作者に貸すための手続きとして農地利用配分計画を定める必要があります。一方で、農地中間管理機構が農地利用配分計画を定める場合には、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定によりまして、市町村に対してその計画案を提出するよう求めることが出来ることとされていることから、市町村がその計画案を作成するについては、必要と認めるときは農業委員会の意見を聴くものされています。今回、市の産業振興課で農地利用配分計画案が作成されましたので、議案第6号のとおり農業委員会に対し意見を求められましたので、本日ご審議頂くものでございます。番号1番、利用権の設定を受ける者、大字西坊城、□□□□□□□□□□□□会社、利用権を設定する農地、大字秋吉□□□番1(田)1,161㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定により、野菜を栽培しての利用で期間は、平成29年4月1日から平成39年3月31日までの10年間でございます。現に権利の設定を受けている者、公益財団法人、担い手・農地サポートセンターでございます。以上、農地利用配分計画については1件でございます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、部会長並びに事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見ご質問等ございませんか。

(なしの声あり)

8 番

この議第6号については、議第5号の番号7番で中間管理権の設定により10年間お貸しになる物件が該当していると思いますが、今回の物件を機構に貸し付けると同時に次の借りては決まっていたのですか。

事務局

機構に登録されている借り手さんに対して、機構が預かった農地がマッチングできれば、その借り手さんに貸し付けることとなります。今回は貸し手さんが出された農地の何筆かのうちで、借り手さんが希望していた区域に当該農地がマッチングできたということです。

議 長

8番委員さんよろしいですか。他に何かございませんか。

議 長

ないようですので、採決致します。それでは、議第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条による農地利用配分計画について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議第6号につきましては、許可相当の意見を付し、市の産業振興課へ回答することに決定致します。次に、議第7号、その他の1番を議題と致しますが、この案件につきましては、今村委員の親族が申請人に含まれている事案ですので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、当該事案の審議開始から終了までの間、退席をお願い致します。なお、関係議案終了後に入室、着席して頂きます。

(今村委員 退席)

議 長

それでは事務局から説明をお願いします。

事務局

議第7号その他の1番、畑作転換申請承認について説明致します。番号1番、申請地、大字今里川合方□□番1(田)1,000㎡、申請人、今里町、□□□□(外□名)、田から畑への変更であります。場所は、調査順序表第□番目、クリーンセンターより□へ約200mのところであります。以上、畑作転換申請の承認につきましては1件の申請で、いずれも書類上は具

備されております。ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査を願っておりますので、農地部会長より調査結果の説明を願ひます。

部会長 　それでは、報告させていただきます。大字今里川合方の□□さんの申請ですが、水のつきやすい地域で綿を作っておられますが、被害にあわないようにするため、盛り土をする申請です。北側はすでに駐車場に転用されており、水もつきやすくなることが考えられますので、農地部会においては妥当な申請であるという審議結果でした。ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長 　ただ今、事務局並びに農地部会長より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 　ご質問などが無いようですので、採決致します。それでは、議第7号、その他の1番、畑作転換申請について承認することに賛成の方は挙手をお願ひ致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、議第7号、その他の1番については事務局処理に決定致します。次に議第7号、その他2番を議題と致しますが、議題に入ります前に、今村委員の入室、着席をお願ひ致します。

（今村委員入室、着席）

議 長 　それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 　議案書6ページをお願ひ致します。議第7号、その他の2番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、生産緑地法における農業の主たる従事者の証明の願ひ出をされており、市の都市計画課に申請されます農地の買取り申出の申請書類の一部として、この証明書の添付が必要になるものでございます。番号1番、買取り申出の農地、中今里町□□番2（田）521㎡、中今里町□□番4（田）3.30㎡、申出者、香芝市別所□□□□、買取り申出事由の生じた者、今里町、□□□□□□、買取り申出事由は、死亡のためでございます。番号2番、買取り申出の農地、大東町□□□□番（田）1,232㎡、申出者、守口市、□□□□、買取り申出事由の生じた者、土庫一丁目、□□□□□□、買取り申出事由は、死亡のためでございます。なお、番号1番、2番いずれも申請書類等は、具備致しております。本件の農業の主たる従事者の確認をするにあたりまして、あらかじめ事務局で証明に伴う調査書により、平成28年12月19日に事実確認調査を致しております。本件の調査確認と致しまして、本人が農地基本台帳に登載されていること、また買取り申出農地を、現地調査により農地として耕作されていること、あるいは耕作出来る状況であること、さらに地元支部長さん並びに地元農業委員さんへの照会により、以前は本人が農業に従事していたことなどについて、いずれも確認を致しております。以上の審査の結果、番号1番については□□□□□さんが、また番号2番につきましては□□□□□さんが、いずれも生産緑地法第10条に基づく農業の主たる従事者であるとの判断を致しております。ご決定を頂きますと、それぞれの申出者に証明書を交付するものでございます。ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長 　ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等のある方は挙手をお願ひ致します。

（意見、質問なし）

議 長 　ご意見、ご質問などが無いようですので採決致します。それでは、議第7号、その他の2番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件について、原案のとおり決定することに

賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第7号、その他の2番については、事務局処理に決定致します。次に、議第7号、その他の3番、専決処分の報告について、報告第1号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議第7号、その他の3番、専決処分の報告について、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明致します。本件は、相続により農地の権利を取得したことの届出について、専決処理を行った事後報告でございます。番号1番、申請地、大字池尻□□□番1(田)566㎡、相続人、北葛城郡広陵町、□□□□、届出事由は、平成28年12月19日相続による所有権取得の届出で、あっせんの希望はされておられません。以上、農地法第3条の3第1項の規定による届出については1件の届出でございます。

議 長 ただ今の専決処分の報告第1号の案件につきましては、委員の皆様への報告とさせていただきます。続いて、議第7号、その他3番、専決処分の報告について、報告第2号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書7ページをお願い致します。議第7号、その他3番の専決処分の報告について報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告でございます。今回議案と致しましたのは、平成28年1月28日から平成28年12月22日までの報告分でございます。番号1番、転用届出地、蔵之宮町□□□番1(畑)1,173㎡、譲受人、奈良市、有限会社、□□□□、譲渡人、大字曾大根、□□□□、売買による所有権移転で、一戸建専用住宅への転用届出であります。平成28年12月16日に中島委員さんに連絡致しまして事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。以上、第5条関係1件の専決処分の事後報告でございます。

議 長 ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。

(なしの声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、異議がないということで報告第2号を終わります。中島委員さんには大変お忙しい中、ご確認頂きましてありがとうございます。次に入ります。議第7号、その他、3番の専決処分の報告について報告第3号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議第7号その他3番の専決処分の報告について報告第3号、公共転用の通知の件について説明致します。番号1番、転用届出地、大字西坊城□□□番3(田)22㎡、譲渡人、大字西坊城、□□□□、番号2番、転用届出地、大字西坊城□□□番2(田)33㎡、大字西坊城□□□番4(田)15㎡、譲渡人、大字西坊城、□□□□、番号3番、転用届出地、大字根成柿□□□番4(田)21㎡、譲渡人、橿原市東坊城町、□□□□、番号4番、転用届出地、大字根成柿□□□番5(田)19㎡、譲渡人、橿原市東坊城町、□□□□、番号5番、転用届出地、大字根成柿□□□番3(田)16㎡、譲渡人、橿原市東坊城町、□□□□、番号1番から5番まで転用目的は、いずれも大和高田市が道路に転用する通知でございます。以上、公共転用の通知につきましては5件の通知でございます。

議 長 報告第3号、公共転用の通知の件については、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせていただきます。議案審議につきましては以上でございますが、その他何

かごいませんか。

議 長 他にないようですので、委員の皆様方には大変ご苦勞様でした。これで1月の定例委員会を終らせて頂きます。

議事録は、農業委員会等に関する法律第27条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長	松田 榮義
署名委員	梅田 昌宏
署名委員	稲岡 丈介